

島根県報

令和2年11月24日 (火)

号外 第 138 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課)

(") 4

告示

島根県告示第678号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路線	名	区	間	変更後の		 敷地の 幅 員	~ ~	管轄する地方 機関の名称	備	考	
			松江市大庭町76番1地			A	メートル 7.30~ 23.80	メートル 1,235.63				
			先から同市古志原町六 丁目976番12地先まで		前 I	В	17.50~ 53.40	1, 251. 03				
一般国道	432号		松江市大庭町14 先から同市山代 6 地先まで			С	20.00~ 40.00	72. 00	松江県土整備事務所	左記のA、は、関係図でる敷地の区の	面に表示す	
加入国地			松江市大庭町76番1地 先から同市古志原町六			A	7.30~ 23.80	1, 235. 63		道路改良工事 拡幅及び減幅		
		下目976番12地先 松江市大庭町146 先から同市山代 6 地先まで		後	В	17.50~ 53.40	1, 251. 03					
			先から同市山代			С	20.00~ 45.50	72.00				
			邑智郡邑南町日貫1596 番2地先から同1587番 6地先まで		前		A	6.50~ 25.10	203. 20		左記のA及びBは、 係図面に表示する敷却の区分をいう。	
県 道	皆井田江津 線	津				В	9.30~ 52.50	195. 60		道路改良工業 ダブルウェク 事業用地と2	イ解消	
				後	В	9.30∼ 52.50	195. 60	県央県土整備	土地所有者へ返還町へ帰属			
	世智郡邑南町日貫1587 派田作木線 番 6 地先から同1596番 2 地先まで				۵/-	A	6. 50~ 25. 10	203. 20	事務所	左記のA及で係図面に表示の区分をい	でする敷地	
IJ			前	В	9.30~ 52.50	195. 60		道路改良工事 ダブルウェイ解消 事業用地と交換				

				後	В	9.30~ 52.50	195. 60		土地所有者へ返還町へ帰属	
		皆井田江津線	江津市桜江町市山562番 2地先から同739番8地 先まで	前	A	5.80~ 60.70	706. 80			
"						В	9.80~ 60.70	490. 00		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	"			後	A	5. 80~ 66. 30	706. 80		道路改良工事(落石対策) (第2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
				IX.	В	9.80~ 66.30				
IJ		桜江金城線	江津市桜江町市山562番 2地先から同739番8地 先まで	前	A	5. 80~ 60. 70	706. 80			
	,,			ĦIJ	В	9.80~ 60.70	490.00		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	"			34.	A	5.80~ 66.30	706. 80		道路改良工事(落石対 策) 拡幅	
				後	В	9.80~ 66.30	490.00			

島根県告示第679号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考	<u>1</u>
一般国道	432号	松江市大庭町76番1地先から同町142番 1地先まで	メートル	令和2年 11月24日	松江県土整備		
県 道	大野魚瀬恵曇線	松江市西長江町字山中702番2地先から 同市鹿島町古浦字堂ノ前369番1地先ま で	1, 660. 00	令和2年 11月24日	事務所		
IJ.	安来木次線	安来市植田町1番1地先から同番5地 先まで	112. 71	令和2年 11月24日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所		